

# 第 42 回津地区合併協議会（法定）

## 会 議 録（要旨）

日 時 平成 17 年 9 月 30 日（金）午後 3 時 00 分～午後 3 時 27 分  
場 所 芸濃町総合文化センター 町民ホール  
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

### 1 開 会 事務局長あいさつ

### 2 会長あいさつ

それでは一言、ごあいさつ申し上げます。今日は 42 回目の協議会です。芸濃町さんでお世話になりまして、させていただきました。9 月も終わります。また、それぞれ 9 月議会では、合併関係の予算をお願いしまして、お手数をお掛けいたしました。お願いをしました形でご了解いただいたというふうに伺っておりますので、これで新しい市の準備が整ってきたと思います。ありがとうございます。

それでは、さっそく会議に入らせていただきます。今日は、協議事項が 4 件と報告事項が 3 件と、これをお願いしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。それから、次の協議会でご協議をいただきます内容につきまして、1 件ご説明をいたしますので、どうぞよろしく願いします。

事務局長 ありがとうございます。

会議に先立ちまして、協議会委員の異動につきまして、ご報告いたします。

一志町長前山委員様におかれましては、町長選挙告示の結果、無投票で再選されたので、ご報告いたします。

前山委員 ただいまご紹介いただきました一志町の前山でございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議次第の 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は、会議の議長となるとありますので、これより会議の進行を議長に移させていただきます。

それでは、会長よろしく願いいたします。

会 長 それでは、津地区合併協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして、私が、本日の会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

今日は、委員 24 人のご出席で、協議会規約の規定を満たしておりますので、まず、当会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

次に、今日の会議録の署名委員の方を、私から指名して、お願いを申し上げます。美里の黒川村長さん、お願いを申し上げます。それから芸濃町議会市町村合併調査特別委員長の柴田委員さん、お願いを申し上げます。第 3 号委員から鈴木委員さん、お願いいたします。お三方にお願いいたしたいと思います。

### 3 議 事 ( 1 ) 協議事項

協議第 133 号 一部事務組合の取扱いについて（三重県市町村職員退職手当組合）  
協議第 134 号 新市の組織における分掌事務及び専決権限について  
協議第 135 号 新市における公の施設の管理運営方針について

- 会 長 それでは、会議次第の 3、本日の議事に入ります。  
まず、協議事項の第 133 号一部事務組合の取扱いについて、これは三重県市町村職員退職手当組合の件についてでございますが、これについて、ご協議をお願いいたします。
- 前回の協議会で、ご協議いただく内容といたしまして、1つは、今、三重県市町村職員退職手当組合に加入している団体、一部事務組合等も含んでおりますが、この団体の一般職の職員である者につきましては、新市において合併の日に当該組合に加入する。それから、2つ目として、新市の、今申し上げました一般職の職員および特別職の職員につきましては、新市において当該組合に加入するかどうかを検討をしてく。こんなふうに説明をいたしました。
- それぞれの市町村で、ご検討をいただいたと思いますので、ご意見等がございましたら、お願いいたします。
- よろしゅうございましょうか。それでは、これにつきましては、これまでに随分議論をいたしてまいりましたが、失礼しました、どうぞ。
- 海野委員 安濃町でございますけれども、協議内容の 2 になるうかと思っておりますが、要望をさせていただきたいと思っております。新市において当該組合に加入するかどうかということでございますけれども、現在の津市の職員の方も早い時期に組合に加入する方向でご検討いただきたい。これだけは要望させていただきます。
- 会 長 はい、承りました。色々それぞれの皆さんの議会で、そういうようなお話があったと思っておりますが、今の海野委員さんのご要望に対して、また何か、それぞれの議会のご意見等で、ご所見がありましたら、お願いいたします。
- 特にございませんようでしたら、今の海野さんのご要望を承りましてということで、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは、ないようでございますので、協議第 133 号一部事務組合の取扱いについて（三重県市町村職員退職手当組合）は、提案の内容で、改めてお諮りいたします。ご異議ございませんでしょうか。  
（異議なし）
- 会 長 ありがとうございます。それでは、その内容で提案の内容で確認をいたしたいと思います。
- 次に、協議第 134 号新市の組織における分掌事務及び専決権限について、ご協議をお願いいたします。これは、去る 7 月 25 日の第 40 回の協議会におきまして、協議第 130 号津市行政組織機構として確認をされた内容に基づきまして、市長の事務部局として本庁、久居工事事務所および各総合支所の主な事務分掌と専決権限について整理をいたしまして、ご提案いたしました。
- それぞれの市町村で、この内容につきまして、ご検討いただいたと思いますので、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございましょうか。
- それでは、協議第 134 号新市の組織における分掌事務及び専決権限について、提案の内容で、改めてお諮りいたします。ご異議ございませんか。  
（異議なし）
- 会 長 ありがとうございます。それでは、専決権限につきましては、提案の内容で確認いたします。
- 次に、協議第 135 号新市における公の施設の管理運営方針について、ご協議をお願いしたいと思います。これも、それぞれの市町村でご検討をいただいたと思いますの

で、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。はい、どうぞ、一志町さん。  
中川委員 公の施設の管理運営方針について、32 頁をご覧くださいと思います。そのうちの施設番号の 21 なのですが、一志温泉というのがございます。これは、現在、管理運営形態が直営ということになっておりまして、現行のままということになっておりま  
すけれども、これにつきましても、私どもの議会でも非常に議論になっておりまして、  
指定管理者制度を導入していこうという意見が強いんですけども、いずれにいたしま  
しても、いろんな準備などがございますので、とても合併までにそういった準備はで  
きませんし、今後、新津市においてやられる場合、そういうふうに進めていただきた  
いと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

会 長 今、中川委員さんのほうから、ご提案をいただきましたが、幹事会等で今の内容につ  
きまして、協議されて、そして今のご提案を伺っての所見がありましたら、どうぞ。  
幹事長さん、どうですか。

高橋幹事長 幹事長の高橋でございます。一志温泉の取扱いにつきましては、合併までに指定管  
理に移行すれば、その状態で新市に受け継ぐと。仮に、指定管理に移行出来なければ、  
現行のまま引き継いだ上で、13 頁に管理方法の見直しということで書いてありますけ  
れども、合併時には直営の施設につきましても、施設のあり方、特に指定管理は新し  
い制度として、その積極的活用が言われておりますの、その方向での検討をしていく  
ということで、幹事会では協議をしております。

会 長 中川さん、3 月までというのは、ちょっと無理なんですね。直営のままということ  
で、新市に入っていきますね。新市に入ってから、今の幹事長から申し上げた説明と  
いうことですね。はい、どうぞ。

前山委員 私からも一言だけお願いを申し上げたいと思います。ただ今、議長からも希望を申  
し上げましたし、幹事長さんからご回答をいただきまして、十分でございますけれど  
も、私からも重ねてお願いを申し上げたいと思いますので、よろしくお願いをいたしま  
す。この問題につきまして、地元は非常に熱意をもって、なんとか今おっしゃられた  
ような方向で、地元として頑張っていきたいと、こういうふうなことでございますの  
で、合併までにはその体制を整えるということは難しいことから、そういう方向で、  
地元非常に熱意があるということを、この場でご理解いただきたいと思う次第でご  
ざいます。以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございました。承りました。それでは、一志町さんにおかれまし  
ても、そういう準備等、合併前とはいえ色々とお進めになっておりますが、それでは、  
お諮りをいたします。

協議第 135 号新市における公の施設の管理運営方針についてですが、提案の内容で、  
ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、協議第 135 号新市における公の施設の管理運営  
方針については、提案の内容で確認いたします。

## (2) 事務事業詳細調整結果

協議第 136 号 福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について(その3)

報告第 128 号 財務部会の事務事業詳細調整について(その2)

報告第 129 号 財産管理部会の事務事業詳細調整について(その2)

報告第 130 号 産業労働部会の事務事業詳細調整について(その2)

会 長 次に入ります。事務事業詳細調整結果の協議第 136 号福祉保健部会の事務事業詳細  
調整結果について(その3)でございます。

これは、身体障害者等の通院通学のための費用の助成についてでございます。それぞれの市町村で、これをご検討をいただいたと思いますので、ご意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございましょうか。

それでは、このことにつきまして、提案の内容でご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、協議第 136 号福祉保健部会の事務事業詳細調整結果の協議について(その 3)は、提案の内容で確認いたします。

続きまして、前回ご報告いたしました報告第 128 号から報告第 130 号までの事務事業詳細調整結果につきまして、特にご質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ないようでございますので、報告第 128 号から報告第 130 号につきましては、ご説明をいたしました内容でご承認をいただいたとものといたします。色々のご議論をいただいておりますので、内容はご承知をいただいていると思います。

本日の議事は以上でございます。

#### 4 新市の設置選挙について

会 長 次に、会議次第の 4、新市の設置選挙について、事務局からご説明を申し上げます。

事務局 長 新市の設置選挙(津市長選挙及び津市議会議員選挙)について、ご説明いたします。既に新聞等でご承知だと思いますが、ご説明をさせていただきます。選挙期日につきましては、平成 18 年 1 月 1 日、合併に伴う津市長選挙及び津市議会議員選挙の選挙について、合併関係市町村の選挙管理委員会の委員の協議により、以下のとおり内定をいたしました。告示日が、平成 18 年 1 月 29 日、投票日が平成 18 年 2 月 5 日になりますが、正式には、平成 18 年 1 月 1 日に開催予定の暫定選挙管理委員会において、決定される予定でございます。

それから、標語の募集でございますが、新市の設置選挙について、広く投票への参加と明るくきれいな選挙の推進を呼びかける啓発活動の効果をも高めるために、標語の募集を行います。募集の資格については、新津市の区域内に住所を有する方。募集期間は 10 月 1 日から 21 日まで。賞品等については、最優秀作品 1 点、優秀作品 10 点ということで図書カードをお渡ししたいと思います。

それから、ポスター掲示場の設置でございますが、公職選挙法施行令第 111 条第 3 項に定める基準に従いまして、また、各投票区の特性を考慮して、以下のように設置する見込みでございます。法定設置箇所数が 952 箇所、設置可能見込みが 550 箇所でございます。これは平成 17 年 9 月 1 日現在でございますが、減数箇所数が 402 箇所、割合としまして 42.2%でございます。また、減数を行う理由としまして、投票区の大部分が山間部である、市街地で設置が物理的に困難であるなど、投票区の地勢、交通の特殊性などにより、通常の算定基準に従って設置することが困難、あるいは不必要なためというものであります。以上です。

会 長 ただ今、ご説明をいたしました。正式には平成 18 年 1 月 1 日の新市の暫定選挙管理委員会で決定される予定でございますが、事前の準備もございまして、構成市町村の選挙管理委員会の皆さんのご協議によりまして、ただ今申し上げたことを内定をさせていただきます。既に、新聞報道等でご承知のことと思いますけれども、よろしくお願いを申し上げます。なお、久居市と芸濃町からお一人ずつ職員を出していただきまして、私どもの職員に、選挙管理委員会に出向させました。新しい選挙でございますので、何かと専門知識もしっかりとさせておかなければなりませんので、そのようにご協力をいただいで来ていただきましたので、本当に久居市さん、

芸濃町さん、ありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

#### 5 新市の市章のデザインについて

会 長 それでは、次に、会議次第の5でございますが、新市の市章デザインについての議題といたします。それでは、事務局説明をして下さい。

事務局長 新津市の市章デザインについてでございますが、各委員さんへ既にご報告させていただいておりますけれども、第2選考会で選んでいただきました作品の類似調査等を行った結果、資料にございますように、優秀作品5点が決定しましたので、改めてご報告させていただきます。現在、この5作品の中で、どの作品が新津市の市章に最もふさわしいかということで、住民の皆さまの声を聞かせていただくために、構成市町村によるアンケートを10月15日まででございますが実施しております。

なお、アンケート終了後に、その結果も参考にさせていただきまして、次回の10月21日開催の合併協議会で、この5作品の中から、市章採用作品となります最優秀賞1点を決定したいと思いますので、よろしく願います。

会 長 市章については以上でございます。何かご質問がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございますか。では、そういう形で進めさせていただきます。

#### 6 全国合併市町村 夢フェスタ 2005 について

会 長 次に、会議次第の6、全国合併市町村の夢フェスタ 2005 について、事務局から説明をいたします。

事務局長 全国合併市町村、夢フェスタ 2005 でございますけれども、開催趣旨は、現在、全国各地で実施されております市町村合併は、新たな街づくりとして、地域活性化を促進するだけではなく、多くの方々に快適で生活環境を提供していく、未来へ広がる事業であることを来場者に御理解いただき、また、来場者との情報交換の場となるよう考えておりました、合併により実現しました地域の取り組みや、具体的なメリットを広く紹介をいたしまして、夢と活力に溢れた市町村のアピールによって、市町村合併の意義と成果が実感できるイベントでございます。

開催場所は、東京の汐留シオサイトおよびカレッタ汐留で、開催日時は11月2日から6日の5日間行われます。主催は、政府市町村合併支援本部、それから総務省、全国地方新聞社連合会でございます。

新津市としての参加内容といたしましては、全国合併市町村のPRコーナーの中で、新津市内の代表的な観光風景等のパネルの展示や名物・有名商品・特産品などのPR配布と、抽選会による物産のプレゼントなどを考えております。

また、夢フェスタ 2005 のステージで、伝統芸能の紹介として唐人踊りを予定しております。このイベントに対する概算事業費は、160万円くらいを予定しておりますが、当初の事業計画にはありませんでしたが、現在の予算の枠内で流用いたして、実施いたしたいと考えておりますので、よろしく願います。

会 長 ただ今、ご説明申し上げました夢フェスタ 2005 でございますけれども、川上が申し上げましたとおり、当初の計画には予定をしておりませんでした、せっかくの機会でございます。なんとか、予算をやりくりいたしまして、全国合併市町村夢フェスタ 2005 へ参加をし、新市をアピールをしたいと思っておりますので、是非ご参加いただければと、こんなふうに思います。

#### 7 次回協議会（第43回）について

会 長 それでは、次に、会議次第の7、次回の協議会の日程につきまして、事務局が説明をいたします。

事務局長 次回、第43回協議会は、10月21日金曜日、午後1時半から津センターパレス5階の津市センターパレスホールで開催いたしますので、よろしく願います。

次回、ご協議いただく案件としましては、協議第 137 号を予定しております。65 頁をお願いいたします。協議第 137 号福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について（その 4）でございます。今回提案させていただきます項目は、再提案の保育分科会 3 の保育料事務の 1 項目でございます。前回の協議会におきまして、新市の保育料につきましては、久居市さんから最低限 5 年間は現行制度を維持していただきたいというご意見がございました。協議の結果、経過措置の減額の内容を除き確認いただき、経過措置の減額の内容については、幹事会、部会でもう一度調整し、次回の協議会に再提案することが確認されたため、今回再提案をさせていただきます。

1 の保育所入所負担金（2）の経過措置につきまして、新市の保育所入所負担金と旧市町村の保育所入所負担金と比べて増額となる場合、その増額となる額のうち、5 年間について、下記に示す金額を超える額について減額する。ア、平成 18 年度 1,200 円、イ、平成 19 年度 2,400 円、ウ、平成 20 年度 3,600 円、エ、平成 21 年度 4,800 円、オ、平成 22 年度 6,000 円ということ提案させていただきます。

また、66 頁以降に前回確認をいただきました内容に、本日の提案内容を加えたものを参考資料として添付しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会 長 ただ今、21 日金曜日の第 43 回協議会でご協議いただきます 137 号につきまして、ご説明を申し上げます。資料の細部までは申し上げませんでしたけれども、ご覧になりまして、内容につきまして、ご質疑がございましたら、お願いをいたします。

よろしゅうございますか。今まで議論してきたものでございますので、ご検討をいただく内容につきましてはご承知のことと思いますので、それでは、次回よろしくお願いをしたいと思います。それでは、その他でございますが、ございますか。

事務局長 ございません。

会 長 それでは、ないようでございますので、今日予定をしております事項は、以上でございます。

開会のご挨拶でも申し上げましたけれども、あと 3 ヶ月、何かと色んなことを部会長さんなんかを通じまして、ご意見を伺ってまいることもあろうかと思っておりますけれども、どうぞ、またよろしくお願いをいたします。それでは、あと 3 ヶ月間、どうぞお気をつけていただきまして、色々のご協力をいただきたいと思います。

今日は、ありがとうございました。

平成17年11月1日

署名委員 1号委員 美里村長

印

2号委員 芸濃町議会市町村合併調査特別委員会委員長

印

3号委員 津商工会議所常議員

印

**会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。**